

「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第4回）」に対する意見書

2011年（平成23年）9月16日
日本弁護士連合会

最高裁判所が本年7月8日に公表した「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第4回）」（以下「第4回報告書」という。）について、当連合会の意見を述べる。

第1 はじめに

- 1 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会による、第4回報告書の作成に向けた検証作業では、第3回までの検証作業に引き続き、地方裁判所における民事第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件の最新統計データを用いて審理期間等の状況を確認するとともに、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第3回）」（以下「第3回報告書」という。）で指摘された長期化要因について継続的に検証し、それを解消し、裁判の一層の適正、充実、迅速化を推進する施策が検討された。また、裁判所における事件処理の全体像を明らかにすべく、最高裁判所における訴訟事件についても最新の統計データに基づく調査が行われた。
- 2 一方、刑事事件に関しては、裁判員裁判が2009年5月に施行されたことから、今回は、最新の統計データを用いて裁判員裁判対象事件を含む地方裁判所における、刑事通常第一審事件の審理状況を調査、確認するにとどめている。
- 3 第4回報告書は、長期化要因の継続的検証と、第3回報告書の公表後に実施された全国実情調査で寄せられた、各地の裁判官、弁護士の意見に基づいて、大きく「制度、運用面からの施策」、「裁判所、弁護士の態勢面」に分け、改善のための施策を提言している。そして、随所に「必要性」あるいは「導入の可否」も含めて検討する、すなわち反対や異論の予想されるものも含め、踏み込んだ提言をしていることが特徴的である。
- 4 併せて、今後に向けて、裁判手続に内在する要因、態勢面における要因に加えて、社会経済的背景や国民の意識など裁判外の社会的な要因にも考慮を及ぼして、真に実効性のある裁判の適正、充実、迅速化

につなげたいとしている。

- 5 第4回報告書がこのように踏み込んだ施策を提言したことを受けて、より適正で充実した迅速な裁判の実現のためには、各界、各層と具体的な議論を深め、基盤整備や、より良い制度設計、運用改善を目指していくことが大切であり、今回の報告による成果は、今後の努力に負うところが大きいといえる。この立場から、当連合会も積極的な役割を果たす所存である。

第2 総論

- 1 第4回報告書も、裁判の迅速化に関する法律（以下「迅速化法」という。）は基盤整備法としての性格を有していると指摘しており、この面から、迅速化法が求める裁判の適正、充実、迅速を実現する施策について検討するとしている。これは、当連合会の基本的考え方と軌を一にするものであり、この視点に立って、検証結果を分析し、施策を考察すべきである。
- 2 第3回までの報告書でも明らかなおおり、第一審での審理期間が2年以内の民事裁判は全体の件数の約97%となっており、迅速な裁判は、ほぼ達成されていると評価できる。そして、第4回報告書で調査、集計された概況においても、その動向は基本的に同じである。しかし、事件が複雑高度化し、事件数が増加あるいは高止まりを続ける中で、拙速な審理となっていないかは常に注意すべきであり、審理期間の点だけでなく、裁判所が真に国民の要請に応える司法機能を備え、充実した審理が行われているかどうかの視点は不可欠である。
- 3 第4回報告書は、現行制度を前提とした迅速化は相当程度達成されたとの認識に立ちつつ、施策として、負担が著しく増している大規模庁を始めとする裁判所の態勢拡充や、訴訟手続に内在する諸要因への手当などを述べているが、全体として大都市における繁忙度の軽減、手続の効率化が中心的視点となっている。換言すれば、大きく裁判所そのものの司法機能を強化する施策の検討に踏み込む姿勢は弱く、当連合会が求めてきた、裁判官非常駐支部の解消を始めとする、国民にとってどこにいても法的正義を求めることのできる司法基盤の整備、拡充を目指すという姿勢は不十分である。
- 4 当連合会は、2003年5月9日の衆議院法務委員会で決議された、裁判の迅速化に関する法律案に対する附帯決議（以下「衆議院附帯決

議」という。) 2 項に基づき，最高裁判所が行う検証のための調査に協力し，弁護士ヒアリングの実施などに積極的に関与した。それらの調査結果は，地方の裁判所を始めとする裁判所の司法機能が国民の求める水準に達していないことを示しており，早急に対策を講じる必要がある。裁判官が常駐しない支部が現在も多く存在していること，書記官，事務官の不足，さらには人口動態の変化に順応できず，かなりの経済規模や人口を抱えるのに支部の設置がされないままの地域があること等，課題は多い。裁判所も，一定の裁判官増員を図るなどの対処をしてきているが，広く国民全体の要請に応えるにはまだ不十分であり，今後の施策検討にあたっては，こうした利用者たる国民の満足度を十分に調査，意識するよう留意すべきである。

- 5 他方で，第 4 回報告書に記載されているとおり大規模庁（特に東京地方裁判所）への事件の集中，増加は顕著となっており，データ上は審理期間の短縮化傾向も限界が見えている。適正，充実が確保され，かつ迅速な裁判を実現するためには，個々の裁判官の努力で対応できる範囲を超えつつあり，事件の集中，増加への対応は喫緊の課題となっている。
- 6 また，個々の事件の審理に関しても，証人や当事者の尋問が減っており，検証や専門家による鑑定も減少しているという不満や指摘も出ている。裁判は，権利救済の最後の手段であり，当事者にとって納得のいく手続であるためには，必要な証拠調べはできるかぎり実施すべきであり，審理期間を意識して証拠調べを制限することがあってはならない。
- 7 こうした現状に鑑みれば，国民の期待に応え，紛争をより一層適正，迅速に解決していくためには，迅速化法の基本的枠組に従い，裁判官の増員を始めとする人的，物的基盤の整備，充実を強力に図っていく必要がある。今後は，運用面の改善等に加えて，基盤整備，拡充の必要性をより強く提言し，推進を図るべきである。かかる増員の必要性は，迅速化法 2 条 2 項に明定され，衆議院附帯決議 3 項及び 2 0 0 3 年 7 月 8 日の参議院法務委員会における裁判の迅速化に関する法律案に対する附帯決議（以下「参議院附帯決議」という。）4 項に明記されているところである。
- 8 これとともに，市民にとってより利用しやすく実効的な裁判制度とする観点から，訴訟提起前及び訴訟手続中の証拠収集手段を始めとし

て裁判に関する諸制度の改革を進める必要がある。第4回報告書の施策提言は多岐にわたっており、個別事項については当連合会や各界、各層からの様々な意見が予想されるが、裁判を利用しやすく実効性あるものにするための検討課題については、制度化ないし運用改善に向けて早期に具体的な議論を始めるべきである。

- 9 最終回とされる第5回検証に向けて、第4回報告書は、裁判手続外の社会的要因について、検証の対象とする方向性を示している。この指摘は正鵠を射たものであるが、それだけではなく、併せて、国民の要望に応える裁判所機能の充実に向け、裁判官、書記官、事務官、速記官の増員など人的基盤の整備と、裁判所庁舎の充実やIT化など物的基盤整備のための検証作業にもさらに意を注ぎ、また利用者である国民から見た施策に結び付けていくべきである。
- 10 したがって、制度、運用面での施策を検討するにあたっては、その手続において当事者の正当な権利利益が保障され、当事者の納得の得られる適正で充実した審理が求められる。民事裁判手続の改善あるいは法律の改正にあっても、同様に、手続の効率化を図るのではなく、飽くまで当事者の正当な権利利益の保護を図り、充実した審理を実現するための検討が求められる。

第3 個別意見

一 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策

1 争点整理の長期化に関連する要因に関する施策

(1) 第4回報告書は、争点整理手続を効率的、効果的に行うための施策提言として、「証拠収集・主張提出段階」、「争点議論段階」、「争点確定段階」の3つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスを可能にする方策と、文書提出命令申立等の証拠収集方法の時期的な制限、口頭での集中議論を行う期日、時系列表の作成提出を当事者に求めることなどを提言している。また、提出期限の遵守の観点から時機に後れた攻撃防御方法の却下制度の実情検討を踏まえた、失権効などの新たな制裁型スキームにも言及している。

(2) 迅速かつ適正な争点整理のために、争点整理手続を更に改善するための検討を行う必要性には異論がない。ただ、文書送付嘱託申立てなどを、争点整理の第1のステップである「証拠収集・

主張提出段階」の期限内に制限する方法に言及しているが、3段階の区分自体が多分に観念的なものであって、裁判の実情から考えると特に「証拠収集・主張提出段階」と「争点議論段階」の現実的な区別は困難であろうと思われる。そのような区分を文書送付嘱託等の申立期間の制限目的で利用するのは無理があり、当事者の活動を制限する方法は、正当な権利利益の保護や手続保障の観点からできる限り避けるべきである。争点整理手続が長期化する原因は多岐にわたっており、まず現行制度の一層の運用改善を図りつつ慎重に検討すべきである。

- (3) 争点整理の長期化は、裁判官が多忙であるため、争点整理の早期段階から案件の全体像を把握する余裕がないことが原因の一つとなっている。多数の主張が積み上がった後に本格的な争点整理に取りかかるため負担が重く、裁判所及び双方当事者の争点認識がかみ合うまでに、期間を要する場合がある。また、長期間経過後、ようやく文書送付嘱託申立て等の必要性が浮上し、証拠収集に期間を要する場合もある。こうした争点整理の現状を改善するためには、まず、裁判官に、争点整理手続において早い段階から紛争の全体像が把握でき、審理を進める上での課題を見極められるような時間的余裕を確保することが必要である。
- (4) 効率的、効果的な争点整理に有効な書面作成の促進に関する施策として、時系列表や主張要約書面等の提出や、その提出を裁判所が当事者に求める制度の導入、準備書面の分量制限を求める制度が検討対象となっている。これらを裁判所側から当事者に求める制度として設定するべきかどうかは、裁判所、当事者の役割分担の在り方、負担の程度とその必要性についての十分な議論が必要である。また、準備書面の分量制限については、物理的に分量を制限することよりも、争点整理手続において裁判官が反論、あるいは主張の補充や再整理を求める点を適宜示すことで十分に対応可能であると考えられる。
- (5) 弁論準備手続の特定の期日に、集中的に口頭議論を行う期日設けることも含めて検討を進めるというが、口頭での議論を活性化させる方向での検討には反対するものではない。ただ、裁判所と当事者が早い段階から紛争の全体像を意識し、共通認識を持ちつつ争点整理を進めれば、口頭議論も活発になると考えられるこ

とや，制度化する場合には，口頭議論期日において事実を認めれば自白になるのかどうか，調書への記載はどうするのかなど，検討すべき問題点が多い。

- (6) 当事者が攻撃防御方法の提出期限を守らない場合の制裁として，現行法の時機に後れた攻撃防御方法の却下制度（民事訴訟法157条）の利用が進んでいない原因を分析しつつ，失権効ないしは何らかの制裁型スキームの導入につき，必要性も含めて検討を進めるといふ。しかし，時機に後れた攻撃防御方法の却下は，本来審理されるべき事項を，審理の遅延を避けるため無視する例外的措置であって，それゆえ民事訴訟法は「故意または重大な過失」という主観的要件を設けている。第4回報告書は却下制度の利用が進んでいないというが，裁判所ができる限り当事者の主張を酌んで審理を尽くそうとする姿勢の現れとも評価できるのであり，却下例が少ないこと自体を問題視すべきではない。

失権効のような制裁型スキームを導入すれば，当事者は最初から手続の概念的区別（主張立証，争点議論，争点確定）や，制裁発動を意識した訴訟追行をせざるを得なくなり，審理の硬直化の懸念がある。不十分，未整理な主張であっても，とにかく早く提出することのみを優先する現象を招く懸念もあり，そうなれば，それらの整理に裁判官の負担が増す懸念もある。

2 主に証拠収集に関連する要因に関する施策

- (1) 第4回報告書は，第3回報告書で指摘された長期化要因として，提訴前の準備や検討が不十分なまま訴訟提起がなされる場合があり，訴訟係属後に新事実の判明や法的構成の変更などで争点整理が長期化しやすいことを挙げ，これに対する検討状況を述べている。その中で，依頼者の個性や事案の個別事情に左右されざるを得ない面，提訴前は争点整理，証拠開示よりも早期解決を目指す交渉に重点が置かれる背景事情もあることなどに触れ，提訴前の準備促進のための施策検討に慎重な意見もあつたとしており，一概に準備や整理を優先できない提訴準備段階の実情を捉えたものとして適切な理解である。
- (2) ただ，提訴前に十分な準備がされない場合が多いのは，この段階での証拠収集方法が実効性を欠くことによる影響も大きい。第4回報告書では，長期化要因の一つに「弁護士法23条の2に基

づく照会」の回答拒絶を挙げているが、同制度には、いわゆる個人情報保護を理由とする回答拒絶のほか、例えば相続人全員による同意書面の提出を求められたり、調査の必要性、利害関係を説明するために多大な労力を要したりする 경우가多く、実効性が薄いため、訴訟係属後の手続により証拠収集する選択がされがちである。提訴前の準備という観点からは、弁護士法23条の2に基づく照会の実効化を確保するため、回答義務の明文化が必要である。

- (3) 文書送付嘱託の応諾義務の明文化について、その相当性も含め、検討を進めるとしているが、文書送付嘱託の実効化が求められていることは法曹にとってほぼ共通の認識であるから、個人情報保護法等の守秘義務規定との関連は意識しつつも、実効化に向けた具体的検討を、より積極的に進めるべきである。
- (4) 文書提出義務の更なる拡大や文書の特定の緩和等を行うことの可能性については、文書の入手や文書特定のハードルが高いと文書を所持しない者にとって重要な主張立証の道を閉ざされてしまうことや、義務の有無や文書特定の議論自体が審理を長期化させる場合もあることから、提出義務の明確化や、提出、特定への非協力への制裁なども視野に入れた施策の検討に賛成である。
- (5) 第4回報告書は裁判所の訴訟指揮や判断の実効性の確保について、英米法の法廷侮辱を参考に、多角的な検討を行った上で制度導入について検討を進めるという。法廷侮辱を証拠収集に関連する要因に結び付けてはいるが、まず証拠収集制度の一層の改善、強化を優先すべきであり、現状のままでは不十分な証拠収集制度を制裁的手続でカバーすることになる懸念がある。また、法廷侮辱の対象につき、証拠収集に限らず裁判所の訴訟指揮や判断の実効性を確保するために有効な場面が他にも考えられるとしている点については、制裁型制度の導入を要する立法事実の有無を慎重に見極めることが必要である。したがって、法廷侮辱の導入には賛成できない。

3 専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策

- (1) 第4回報告書が、専門的知見を要する事案に関する要因として、第3回報告書でも指摘されたとおり「争点整理段階での専門的知見の不足」と「鑑定（私的鑑定を含む）」の適任者など専門家確

保の困難性などの点を再度確認していることに、異論はない。

- (2) 第4回報告書では、長期化要因に関する施策として、専門委員を活用しやすくする施策、専門的知見の獲得に資する施策、弁護士の特任化推進、適切な鑑定人の確保等、専門的知見を要する事案におけるADRの活用を挙げている。なかでも、専門委員のより一層の活用を強調し専門委員の利用方法を多様化すること、専門委員による意見陳述等の施策の検討を進めるとしている。
- (3) しかしながら、専門委員が現在どのように運用されているのか、現実の運用にあたって何が問題となっているのかについての、十分な検討がなされているとは言い難い。裁判官が専門的知見を要する事案については、何よりもまず裁判官のスキルをいかに高めるかが重要である。専門委員の活用については一定の制限が課せられるものであり、専門委員への裁判所の過度の依存があってはならない。
- (4) 裁判官が判決を作成するにあたり、専門委員の意見がどのような意味を持つことになるのか十分検討する必要がある。当事者双方が主張していない争点についての専門委員の意見は、弁論主義との関係でどのように整理するのか、専門委員の意見は証拠として評価する余地はあるのか、裁判官の心証形成にどのような意味を持つのか等々、鑑定人の鑑定意見との比較を踏まえた上で、きちんと整理しておく必要がある。

4 争点または当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策

- (1) 第4回報告書は、先端的で複雑困難な問題を含む事案では、論点整理や法的问题点に関する調査に膨大な労力を要すること、適正な判断を導くために多様な観点からの検討を重ねる必要があることから、裁判所における人的基盤の整備を図りつつ、合議体による審理をこれまで以上に活用することについて検討を進めるとしている。
- (2) 合議体による審理を積極的に活用する方向性に異論はなく、充実した審理の観点から積極的に評価できる。先端的で複雑困難な類型の事件に関して迅速で充実した審理が確保されることは、国民や経済界のニーズにも適合し、裁判所の紛争解決機能に対する国民の信頼を高めるものと期待される。近時は、単独事件の中に

も困難な争点を含み，多角的検討を要する事件が増加しており，3人の裁判官が協働，補完し合って審理の質を高めることは，裁判所全体の司法機能の向上にも寄与するものと考えられる。

- (3) 第4回報告書によれば，実際に，過払金事件を除く民事第一審訴訟の合議率は，平成20年が6.5%，平成22年が5.2%となっているが，極めて低いといわざるを得ない。これまで，民事第一審訴訟の合議率がこれほど低いというデータの公表が行われたことや，他方で，合議による審理が迅速化と充実に寄与する効果が大きいという指摘はなされてきておらず，合議体による審理の拡充，強化は有力な施策として期待される。
- (4) 今後の具体的施策検討にあたっては，合議体に振り分けるべき基準を明確にすることと，合議率をどの程度まで高くすれば，さらなる審理の迅速化，充実が効果的に図れるのか検討されるべきである。改革を促進するためには，裁判所の人的態勢の拡充を図りつつ合議率について具体的な数値目標を掲げることも検討されてよいと思われる。
- (5) 第4回報告書は，専門的知見の取得や法的問題点に関する調査における裁判体へのサポート態勢を補うため，裁判所が必要と考える際に，行政庁，研究機関，専門家団体等に対して，意見，情報等の照会ができるような制度について，可能性も含め検討を進めるとしている。このような制度が整備されれば，裁判官が前提知識や業界の実態を理解するのに期間を要して審理が長期化するという状況の緩和には資すると考えられるが，一方で，照会先によって意見，回答が異なる可能性のある事項の取扱い，照会は当事者からの申し出によるものなのか，裁判所による職権的な利用が前提なのか，職権的な利用を前提とする場合には弁論主義との関係はどうなるのかなど，検討すべき点が多々存在すると考えられる。

二 個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策

1 医事関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

- (1) 医事関係訴訟に特有の長期化要因として，第3回報告書でも指摘された諸点を今回の第4回報告書でも再確認しており，状況の変化はないとしている。その上で施策として，医療ADRの拡

充，中立第三者機関による原因究明制度の確立， 専門委員等を活用しやすくするための施策， 適切な鑑定人の確保等， 医事関係訴訟についての裁判所のサポート態勢の充実との項目で具体的な検討を加えている。

(2) しかし，第4回報告書には，前項の検討をするにあたって，医療関係者及び医療事故当事者等からの意見を十分に聴取したとは思われない嫌いがあるので，今後の具体的施策を検討する上では，前記関係者等の意見を十分に考慮すべきである。

(3) 医療ADRの拡充，中立第三者機関による原因究明制度の確立について，第4回報告書は，医療ADRの拡充を最初に挙げるが，第3回報告書において企業法務弁護士ヒアリングの結果，ADRがあまり利用されていないことが紹介されていると記載するのみである。しかし当連合会では，ADR（裁判外紛争解決機関）センターの中に医療ADR特別部会を設置し，弁護士会レベルであるが，全国11か所に医療ADRを立ち上げて運営を開始している。また，厚生労働省が中心となって医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議も開催されており，第4回報告書の認識は不十分である。このような実態を正しく把握して，今後の施策検討につなげるべきである。

また，ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入を挙げ，家事調停と家事審判，訴訟及び労働審判と訴訟等の関係も欄外で指摘しているが，医療ADRについて言えば，主張手続や証拠調べを予定していない実態を正しく理解していない。

(4) 専門委員等を活用しやすくするための施策について，専門委員のより一層の活用として，専門委員の機動的な任命，選任，その活用を妨げる要因について吟味するとしている。しかし既に，ある地方裁判所においては，医療集中部の合議体が国立大学付属病院に出向き，専門委員を引き受けた複数の医師から専門委員の任命，選任の問題点，現実の運用上の問題点に関するヒアリングを行っている実態がある。そうした情報に基づいた上でより具体的な運用の改善点を指摘するのではなければ，実効性のある施策につながらない。当連合会は「最高裁第3回『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』に対する意見書」（以下「第3回報告書に対

する日弁連意見書」という。)において、専門委員制度について十分な検討を行うべきであるとの指摘をしたが、今回の報告書に活かされているとは言い難い。

(5) 適切な鑑定人の確保については、現場の裁判官の地道な努力によって鑑定人を推薦するネットワークの整備、拡充が、少しずつであるが成果を上げており、裁判所主導の上で更に検討を進め、特に現在医療集中部の設置されていない裁判所の活動の支援となることを期待したい。鑑定人になることについてインセンティブを与える制度の導入については、日本医学会等関係団体と協議を行いながら、より鑑定人の確保が適切、速やかに行えるように検討されるべきである。

(6) 医事関係訴訟における弁護士サポート態勢の整備については、第4回報告書の指摘のとおりであって、弁護士の専門化推進という観点からも当連合会も今後引き続き、会員の研修制度の充実に努めていく所存である。

(7) 第4回報告書では、集中的処理の充実という施策が審理の適正、迅速化にとって有益であり、国民にメリットが大きいことが強調されている。しかし、そのメリットは、医事関係訴訟の事件数の多い東京、大阪などの大都市における裁判所において顕著なだけであって、その他の地方においては、メリットは一面的なものであることに留意する必要がある。医事関係訴訟を集約すれば、それだけ医事関係訴訟を取り扱う裁判官の数は減り、限られた裁判官のみが判断するようになる。全国の裁判所に医療集中部を設置するほどの人的余裕もない現状では、裁判所の地域格差が顕著となる。

したがって、専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積、利用がまず優先されるべきであるが、現実にはほとんど成果が上がっていない。各裁判官が多忙なため医事関係訴訟についての研究、成果の蓄積、利用の余裕がないのが現状である。若手裁判官が一定期間大都市における裁判所の医療集中部で実務経験を積む機会を設けるなどの工夫が必要である。現状のまま集中的処理を進めると、かえって将来、地方においては、医事関係訴訟について実質的に適正、迅速な裁判を受けられなくなるおそれがある。十分な基盤整備を行わず、集中的処理という方策に過度に依拠す

ることには賛成できない。

2 建築関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

- (1) 第4回報告書は、建築関係紛争において、合意内容や責任の範囲を明確にする客観的証拠の不足により、交渉経緯や間接的な事情の整理に時間、労力を費やし、審理が長期化する要因となることを指摘した第3回報告書を受けて、その改善策に具体的に言及している。
- (2) 第4回報告書は、契約書等の書面作成に関する業界慣行の改善の必要性、適切な鑑定人の確保、司法と建築家団体との連携のより一層の充実、保険制度の拡充を指摘するが、その検討には異論はない。また、建築関係訴訟では、瑕疵の項目が多数にわたったり、鑑定の結果新たな瑕疵が判明したりする場合もあって、鑑定結果に関する反論、反証に期間がかかるなど、鑑定の長期化が問題となることから、鑑定人の負担軽減、地位向上のための方策、あるいは研究機関の活用を提言しているが、これらについても、施策として検討することに異論はない。
- (3) 損害賠償基準の算定基準を類型化することに関し、その実現可能性について検討を進めるというが、あらゆる建築瑕疵紛争に通用する基準作りには困難が予想されるものの、瑕疵が認められる場合の補修範囲や補修方法、費用が議論となり、その解明に時間と労力を要する場合が多い中で、類型ごとの大まかな算定基準となるものがあれば、和解的な解決に役立つことは多いと思われ、そのような算定基準の実現可能性について、検討を進めることに異論はない。
- (4) 建築関係紛争においては、審理が進むにつれて争点が増加する傾向にあることから、精密な争点整理をする前に、専門家の関与のもと、早期に概括的な判断を行う手続に関する施策を検討するという。たしかに多くの建築関係紛争の中には、精密な争点の整理よりも、解明は概括的でも早期解決が実現すればよい事案も多く、手続の選択肢の一つとして、概括的な判断を前提にした手続の導入は検討されてよく、現地見分による争点理解の共通化が積極的に図られるべきである。ただ、このような制度を設ける場合、概括判断を求めるのか精密な争点整理を行うのかの手続選択など、当事者の意見が尊重されることは不可欠である。

(5) 第3回報告書に対する日弁連意見書において、裁判官が早い段階で積極的に現場を見分することにより明確な争点整理をすることができる場合も少なくないが、そのようには運用されていないと問題点を指摘した。早期段階での専門家の概括的判断は、本来、裁判官による早期の現地見分がなされるべきであるのに、それが進まないことによる弊害への対応策でもあり、今後の施策検討にあたっては、裁判官が早期の現地見分を実施しやすい態勢の整備という本来の観点からの検討を忘れるべきでない。

3 労働関係訴訟に特有の長期化要因に関する施策

(1) 第4回報告書は、第3回報告書が、労働関係訴訟には規範的要件が多いため、該当事実の主張も併せて判断が質的、量的に大変であること、原告複数の事件が多いことなどを長期化要因として指摘したことを受けて、労働関係紛争における手続的整備の検討必要性を述べている。

(2) すなわち、労働紛争に関するADRの機能の充実、労働審判事件に関する態勢整備を述べているところ、これらの点については異論がないが、労働関係紛争の増加に対し、より一層の問題意識を持つべきである。労働審判事件が急増し、訴訟や仮処分事件も増えている状況を踏まえれば、裁判所の人的物的基盤の更なる整備、拡充は不可欠である。現状では、労働審判相当事案の当事者の中には、地理的要因から、労働審判による紛争解決に重大な制約を受けている者も少なくないと考えられ、労働審判を実施する支部の拡大も必要である。

(3) 第4回報告書はまた、裁判所内の労働紛争解決手続における適切な手続選択の促進をいうが、多数の労働事件を処理するための便宜、手続効率からの議論に偏しないようにすべきであり、まずはどんな手続も迅速適正に行えるだけの充実した人的、物的態勢が求められる。また、労働審判、仮処分、本訴等、手続が多様であることから、専門部、集中部による処理に偏せず、労働関係紛争を複数の部が担当する態勢の整備も必要である。

(4) 合議体による審理の積極的な活用は、これを促進すべきである。左陪席クラスの経験の浅い裁判官が、労働関係紛争の実情や特質を理解し、裁判所全体として労働関係紛争の処理能力を向上させるためにも、合議体による審理の活用には利点大きい。

(5) 証拠収集方法の拡充について、労働関係訴訟においては、証拠の偏在は立場の互換性がないことを意識すべきである。証拠の偏在や不足は、立証の面だけでなく主張整理の面でも労働者側に困難をもたらすため、審理の長期化の原因となることがある。したがって、使用者が保有する資料を労働者が入手しやすくする制度の創設は積極的に検討されるべきである。また、訴訟指揮の面でも、証拠が偏在しかつ所持者側から早期に提出されない場合や、使用者側が知悉している事柄について釈明に応じない場合の裁判所の対応など、改善策が検討されるべきである。

4 遺産分割事件の特有の長期化要因に関する施策

(1) 第4回報告書は、遺産分割事件の長期化要因として、相続人の範囲や遺産の範囲、遺言の有効性などの前提問題について争いがある場合や、家事審判手続で解決できない付随問題とも一括解決を図ろうとするため調停手続が長期化するとの認識に立ち、前提問題や付随問題も含めた一体的な解決を望む当事者の期待が存在する可能性があることも踏まえつつ、前提問題に関する民事訴訟の提起を促進するための具体的な方策や、付随問題を調停の対象から外した上で、両者を合理的に解決するための具体的な方策について検討を進めるといふ。

(2) 長期化する要因として前提問題や付随問題があるため整理、進行に時間がかかることが多いことは事実であり、前提問題に関する訴訟提起の促進について検討することには賛成である。ただ、現状では、前提問題の訴訟提起がされることとなると、遺産分割調停の取下げを求められる場合があるが、当事者の負担と不便は軽視できず、かかる運用は改められるべきである。

(3) 前提問題、付随問題への対応に関する施策として、弁護士強制制度の導入を検討するとしているが、迅速かつ的確な遺産分割紛争の解決という場面で弁護士の関与が望ましいことは明らかであるものの、そのことのみから強制的な弁護士の関与が望ましいとされるものではなく、司法の在り方との関係で検討すべき課題は多い。

(4) 第4回報告書は、特別受益、寄与分の主張に関する的確で迅速な判断への施策として、第一次的には当事者が主張、立証を行い、裁判所は事案解明のために必要な場合に補充的に職権調査を行

うこととするなどの施策を述べる。特別受益，寄与分の主張の前提となる事実や証拠について当事者主義的な運用を図ることについては，一定の合理性が認められることは否定しないものの，現実には証拠の乏しい場合が多い分野であって，適切な解決のためには，裁判所が有効な証拠を保有している当事者に主張を促し，証拠の提出を求めるなどの働きかけは必要である。

- (5) 遺産の確定及び評価を迅速に行うための施策につき，裁判所が調査囑託を行った場合に，囑託先が確実に回答をするべきことは当然であるが，当事者が自ら管理する遺産の内容を積極的に開示させるための方策についても，当事者の手続保障を踏まえつつ実現するべきである。遺産物件については，評価に時間と費用がかかることが少なくないことから，相当な評価額の認定を可能とする制度の導入については，積極的に検討すべきである。
- (6) このほか，家事事件全般について審判及び調停を充実させるためには，裁判官と調停委員との評議をより一層充実させるとともに，現状では調停手続への裁判官の関与が消極的になりがちであることから，積極的な関与を進めるべきである。また，調停委員の都合や調停室の手配がつかないなどの理由によって相当先には調停，審判の期日が指定できないという問題は利用者である国民の不満も強いところであり，調停室の整備など物的態勢の拡充や，裁判官に限らず担当書記官の増員も必要である。

三 裁判所及び弁護士の実務態勢等に関連する要因に関する施策

1 裁判所の実務態勢等に関連する要因に関する施策

- (1) 第4回報告書が，裁判官の手持ち事件の増加や事件の複雑困難化による裁判官の繁忙度の増大が，審理の迅速化や判断の適正，充実化のマイナス要因となることを認め，充実した迅速な事件処理を行うために裁判官の手持ち事件数を減らして時間を作り出すことの必要性や，大規模庁において事件数の急増と複雑困難事件の増加により裁判官の繁忙度が著しく高まり，審理の迅速化や判断の適正，充実化に対する阻害要因となっている実情を受け，裁判官の手持ち事件数，繁忙度を軽減して負担を減らすために「継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図る」必要性を認めて，この検討を進めるとしたことについては，高く評価できる。

- (2) ただ、実情調査の結果では、繁忙は大規模庁に限った問題ではないことも明らかとなっている。しかるに第4回報告書では、裁判官の態勢拡充を図る必要を「大規模庁を始めとする負担が増大している庁」についてのみ言及する一方、手持ち事件数を減らす最も端的な解決策である裁判官の増員の必要性の記述が十分ではない。「大規模庁を始めとする負担が増大している庁」の態勢拡充を行うとしても、事件数などから相対的に負担が小さいと目される庁の態勢に影響することのないよう、裁判官の増員の必要性は常に強調されるべきである。
- (3) 支部について、機能拡充のため人的態勢の拡充が必要であるとの指摘を引用しながら、支部では民事訴訟事件等の負担が相対的に小さい、事件処理の面で非効率であるとの指摘を挙げて、支部の人的態勢の拡充についての姿勢は消極的に感じられる。しかし、労働審判事件はもとより、民事執行事件等、一定の種類的事件を取り扱わないなど、そもそも制度上あるいは運営上、支部の司法機能が減縮、限定されている支部も多い。その反面、裁判官非常駐支部では、裁判官は限られた在庁日に、刑事事件を含む多岐にわたる事件を処理しなければならないという意味での繁忙があり、負担の重さを感じている裁判官もいると思われる。実情調査でも、開廷日が限られているため期日が入りにくく、争点整理や証拠調べにまとまった時間をとることができないことへの懸念や、填補による事務処理の不便さが指摘された。その意味で、支部における人的態勢の整備に関しては、非常駐支部の解消を含め、不十分な司法機能を回復あるいは是正し、司法の利用者である地域住民の裁判を受ける権利を充実させるという観点を忘れてはならない。
- (4) 書記官の継続的な態勢強化の推進について異論はない。書記官についても、手持ち事件の増加や事件の複雑困難化による負担の増大が、事務の質の低下や、正規の検証の回避など審理の制約を招くおそれがあることは裁判官と同様であり、裁判所の利用者がふだん接するのが書記官であることからすると、書記官の繁忙が利用者に対する不十分な対応となって現れ、国民の信頼に悪影響を生じるおそれもある。そのような観点から、書記官についても人的態勢の拡充が正面から取り上げられなければならない。また、

書記官の繁忙を緩和し，書記官に裁判官と協働して紛争解決に当たるといふ役割を果たさせるためには，書記官を支える事務官の拡充も不可欠である。

(5) 合議体による審理の積極的な活用と合議充実を妨げている要因である裁判長の単独事件の負担の適正化，右陪席の態勢整備について，異論はない。その方策は，裁判官の増員を基本とすべきであり，裁判官の増員のない再配置によるべきではない。

(6) 法廷等の物的態勢に関する施策には異論がない。調停室の数など裁判所の物的態勢の改善は，裁判の適正，迅速を確保するための最も効果的な施策の一つであり，推進すべきである。

2 弁護士の実務態勢に関連する要因に関する施策

(1) 弁護士の過疎，偏在解消のための施策を更に前進させることの検討について，弁護士へのアクセスの改善は，審理の迅速化の観点からも，社会の隅々にまで司法の光をあてて国民の裁判を受ける権利を擁護し，法化社会の実現をめざすという観点からも，極めて重要なことであり，基本的に賛成である。弁護士へのアクセスは，弁護士人口の増加，弁護士及び弁護士会の財政的，人的負担による各地へのひまわり基金法律事務所の設置，法律相談センターの充実，様々な方法による情報の開示等，弁護士及び弁護士会の努力により相当程度改善されている。これに対し，裁判所へのアクセスは，一部には支部の司法機能の縮小化傾向などむしろ改悪といえるものもあり，なおも努力が必要である。また，アクセス改善を実現するためには国民の法教育を充実させることも重要である。

(2) 民事法律扶助や権利保護保険の拡充について，必要な前提条件を整備しつつ，給付制や負担金制の導入の可否や相当性も含めて検討を進めることや権利保護保険の拡充を図ることには，基本的に賛成である。特に，法律扶助の拡充は弁護士へのアクセスの改善に重要なものであり，速やかに整備を進めるべきである。

(3) 弁護士に関する適切な情報開示等について，第4回報告書は，弁護士の業態との関係，弁護士会の役割や広告規制の在り方等にも留意しつつ，ホームページの改善を図るほか，専門認定制度の創設の可否や相当性も含めて検討を進めるとする。しかし，専門認定制度の創設，実施には認定主体の問題や信用性担保など様々

な問題点があり，また，情報開示には弁護士の広告の在り方も含めた慎重な検討が必要である。

- (4) 第4回報告書は，本人訴訟への対応の強化策として，弁護士強制制度の導入について，部分的導入の可能性も含め検討を進めるという。弁護士の関与は国民の正当な権利利益の保護のために重要かつ有用であり，その強化を図ることには異論がない。しかし，弁護士強制制度の導入を検討するにあたっては，本人訴訟への裁判所の対応という観点だけから論ずるべきではなく，同制度を導入する場合には，費用負担や弁護士の受任義務の取扱い等も問題になるため，法律扶助制度や権利保護保険の拡充と合わせて，国民の権利保護の観点からの本質的な議論が必要である。
- (5) 第4回報告書は，特に地方部の多くでは，過払金以外の民事訴訟事件が一定層の弁護士に集中し，これらの弁護士が多数の事件を受任して繁忙度が高い状況もうかがえるので，今後の更なる弁護士人口の増加による影響等にも留意しつつ，このような層を中心とする弁護士の繁忙状況について注視し，必要に応じてその改善策の検討を進めるとしている。しかし，地方部の多くで一定層の弁護士に事件が集中しているとの認識には疑問がある。いかなる根拠からそのような認識を持ったのか，限られた実情調査から何ゆえ「地方部の多くでは」といえるのか等が明らかでない。また，弁護士の繁忙状況について注視し，改善策の検討を進めるとは言うものの，国民による弁護士の選択，委任は他者から制約，制御できないものであるから，具体的にどのような方策が考えられるのか疑問である。
- (6) 複雑な事件や専門的知見を要する事案についての弁護士のサポート態勢の整備について，専門家の活用を促進し，弁護士会による研修，研究会や，サポート専門家とのネットワークの拡充等，サポート態勢の整備について検討を進めることについては，基本的に賛成である。また，当連合会も，弁護士のOJTないし研修を充実させるための具体的手法の検討を進め，改善を図っているところである。

四 刑事事件

第4回報告書は，刑事事件については客観的な状況の集約にとどめ，

施策に触れていないが、今後の検討に向け、次のとおり述べる。

- 1 第4回報告書によれば、平成22年の刑事通常第一審事件の平均審理期間は2.9月であり、即決裁判手続事件を除いた事件でも3.1月となっている。否認事件の平均審理期間も8.1月であり、平成20年より0.3月短くなった。そして、第1回報告時点で0.3%だった2年超の事件は、平成22年には0.1%に減少している。これらの統計からは、刑事の通常第一審事件においては、むしろ適正、充実の要請に応えるものになっているのかが検証されなければならない。
- 2 公判前整理手続については、総数、自白事件、否認事件のいずれにおいても、平均公判前整理手続期間が、平成20年から平成22年にかけて長くなっていること、また、平均公判前整理手続期日回数も年々増加し、特に否認事件について、平成22年に大きく増加したことが報告されている。その要因について、平成22年は、裁判員制度施行直後と異なり、追起訴が続いた事件や訴因変更があった事件等、自白事件であっても審理期間が長期化する事件が現れ、複雑困難な争点を含む裁判員裁判対象事件が終局し始めたことが挙げられているが、「裁判員制度の施行後しばらくの間法曹三者が裁判員裁判対象事件の公判前整理手続を進めるに当たり過度に慎重であったこと」とも述べられている。
- 3 しかし、公判前整理手続は、事件全体の帰趨を左右する重要な手続であるから、期間や回数を要するのは当然であって、過度に慎重という評価は適切ではない。平成20年以降、公判前整理手続期間が長くなったのは、裁判官も含めた関係者が、適正かつ充実した審理をするために公判前整理手続に十分に意を注ぐようになったためであり、なおも短縮を図るべきではないかという見地から評価すべきではない。
- 4 裁判員裁判の実施状況については、現時点でその評価に熟しているとは言い難く、様子を見る必要があると思われる。しかも、裁判員裁判は、主権者たる国民の司法参加とそれによる司法の在り方そのものの改革を実現するための制度であるから、審理期間に目を奪われず、制度の趣旨全体に照らした評価をする必要がある。